

会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	令和7年度第2回高松市学校給食アレルギー対応委員会
開 催 日 時	令和8年1月29日(木) 15時00分～16時40分
開 催 場 所	朝日新町学校給食センター2階 会議室
議 題	(1) 給食の献立作成及び物資選定の方針について (2) 食物アレルギー事故防止対策のためのシステムについて (3) 家庭より持参する弁当の管理について (4) 事故及びヒヤリハット事例の報告について
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上 記 理 由	
出 席 委 員	眞鍋委員長、西庄委員、谷口委員、岩佐委員、武下委員、寺上委員、谷脇委員、樋口委員、村尾委員、池内委員、小野委員
傍 聴 者	1人(定員5人程度)
担 当 課 及 び 連 絡 先	保健体育課 087-811-6300

会議の経過及び結果

会議公開の確認、挨拶及び委員の交代、職務代理者の指名後、次の議題について協議を行った。

【会議内容】

(1) 給食の献立作成及び物資選定の方針について

事務局から説明(資料1)

(事務局)

香川県内7市、四国3市、県立学校とも案①の対応。

また、加工食品のコンタミネーションについて、加工食品の食物アレルギー表示ハンドブック(消費者庁)によると、業者がコンタミネーション対応を行っていても、意図しない混入の可能性は排除できない。また、コンタミネーションの注意喚起は義務ではないため、表示がないことで特定原材料を扱っていないと判断することができないため、案②が決して安全とはいえない。

(委員：アレルギー専門医)

そば・落花生のアレルギーの罹患者は落花生が比較的多く、そばはほとんどいない。

微量のアレルゲンで重大な事案になる患者は少ないが、絶対にいないとはいえない。

(事務局)

高松市の学校給食では、今まで微量のアレルゲンについて重大な事故事例はない。

現在、そば・落花生のコンタミネーション程度で反応が誘発される児童・生徒は、小学校・中学校併せて、そば1名、落花生13名。そのうち、給食提供はそば0名、落花生12名。提供する際、アレルゲン一覧表を配布や食品のコンタミネーション情報をつたえる等、個別の対応をしている。

(委員)

現在、意図しない混入は排除できないが、そば・落花生のコンタミネーション防止対策を確認して食品を使用していることから、事故が起こっていないのではないかと。案①にすると、今まで起こっていない事故が起こるのではないかと思う。

(委員)

学校給食は、そば・落花生に限らずアレルギーが微量に入っている可能性があることを保護者へ説明する必要がある。

(委員)

案①、②になったとしても、アレルギーが微量でも発症する可能性がある児童・生徒を把握することが大前提である。

(委員長)

アレルギー対応のシステムに、児童・生徒のアレルギー内容の把握はどのようになっているのか。システムに見直しが必要である。

(委員)

わが校は、児童にアレルギーがある場合は、保護者よりすべて報告してもらっている。

(委員)

保護者によっては、そば・落花生は給食に出ないから学校生活管理指導票（アレルギー用）や食物アレルギー対応希望調査票を出さなくていいと考えている方もいる。

また、学校によっては、給食に出ないもの（そば・落花生、くるみ、かに等）については、指導票や調査票を提出しなくてもよい（面談も一切しない）としているところもある。学校により対応は異なる。

(委員長)

そば・落花生は給食に出ないから、指導票等を出さなくていいと保護者が思っていることに問題があるのではないかと。学校が児童・生徒のアレルギーを把握できていないことが心配である。

(委員)

小学校の入学前等の段階で、アレルギーが微量でも発症する可能性がある児童・生徒の把握が重要である。そのため、アレルギーがある児童・生徒は全員、学校生活管理指導票（アレルギー用）や食物アレルギー対応希望調査票を渡して提出してもらい把握する。

微量でも発症するかどうかについて、「分からない」保護者もいると思うが、分からない場合は、調査票を病院へ持参し、主治医へ相談してもらうように声をかけてほしい。

それでも分からない場合は、まずは「分からない」も含めて、状況の把握が必要である。

(委員)

食物アレルギー対応希望調査票は、学校給食のみではなく、宿泊学習や修学旅行等、すべての学校生活で関係してくるものであること。また、アレルギーが微量に含まれる可能性がある加工食品を給食で使用することがあることを合わせて保護者へ伝え、対応の必要がある・疑いも含めて、関係がある方は書類を提出してくださいと周知することが重要である。

(委員)

マニュアル（調査票）をもっと分かりやすく、詳細なものに見直す必要がある。

(委員)

案②が選ばれたとして、使用できない加工食品（洗浄等のコンタミネーション防止対策をしても、微量に含まれる可能性は排除できないと回答している業者の加工食品）が、今後増えてくる可能性もあり、献立に影響することも考えられる。

また、業者の信頼度（コンタミネーション防止対策）について、どこまで対応ができていていると判断したらよいか疑問に思う。

(委員長)

そば・落花生を含む加工食品や、同一工場・製造ラインを使用した加工食品について、多数決により、案②の方向で今後検討していく。

案① マニュアルを改定した上で、コンタミ対策の有無に関わらず選定

案② マニュアルを改定した上で、コンタミ対策の実施を条件に選定

案③ 現行のマニュアル通り、選定しない

(事務局)

案②の方向にて検討することとなったことから、R7年度までに使用していたそば・落花生のコンタミネーションの恐れがある食品（2品）については、R8年度は使用しないこととする。

(2) 食物アレルギー事故防止対策のためのシステムについて

事務局から説明（資料2・3）

(事務局)

「アレルギーチェックリスト（資料3）は、詳細献立表と加工食品等アレルギー一覧表が1つの資料になり、各調理場で給食システム（給食マイスター）にて簡単に印刷できることから、確認ミス・作成ミスの回避につながるかもしれない。

(委員)

しかし、「アレルギーチェックリスト」は1日ごとの印刷のため枚数が多く、学校の負担が大きい。メールで保護者へデータを渡す等、紙以外の配布方法を検討する必要がある。

(事務局)

現在、中学校（1校）で試験的に実施しており、次回（来年度）の委員会にて状況を報告する。

(3) 家庭より持参する弁当の管理について

事務局から説明（資料4）

(委員)

この運用で賛成だが、現在、冷蔵庫や電子レンジが使われている学校には、年1回、トラブルが発生しているかについて状況を聞き取りしてほしい。

トラブル発生した学校を責めるというよりは、トラブル発生状況を把握することで、今後の対応を検討できるため。

(4) 事故及びヒヤリハット事例の報告について

<ヒヤリハット事例1・2>

配布された「アレルゲン一覧表」に間違いがあると、学校や保護者より連絡がありミスに気付いた。(事例1・2は同一給食センターの受配校)

この給食センターでは、以前から学校や保護者からの強い要望により、複数月のアレルゲン一覧表を切り貼り・削除等の編集加工をしたものを学校や保護者へ配布しており、その際にミスがあった。

また、この給食センターは、今年度の4月から栄養教諭等が2人から1人に減少された調理場でもあったため、ダブルチェックができなくなったということもミスの要因の一つである。

現在は、栄養教諭が作成した資料を、保健体育課の栄養士が確認をして配布している。

今後は試験的な取り組み(資料4)を山田中学校で行い、次回の委員会で報告する。

<ヒヤリハット事例3>

給食の当日、アレルギーチェック用資料について間違いがあると保護者より連絡あり。

間違いが見つかった資料は、アレルゲン一覧表や詳細献立表、もりつけ表とは別に、栄養教諭が作成している資料で、献立表に該当するアレルゲンを分かりやすく示したものの。

該当する料理の「さつまいものあげもん」に、小麦を含むことを示す印が漏れていた。

連絡後すぐに、給食センターより提供される学校の養護教諭に連絡し、保護者へ連絡して提供するか否かを確認し、給食提供。再発防止として、資料作成後の確認を徹底する。

<ヒヤリハット事例4>

乳のアレルギー児童、1年生。

教室内に貼り張り出された保護者確認のもりつけ表には、「しそこんぶあえ」を食べないと記入していたが、給食直前の担任の先生の確認不足によって、「しそこんぶあえ」が入った食器を児童の机に配膳されたが、本人が気づいて申し出たケース。

1学期は、食べないものが分かるように児童の机に札を置いて配膳しないようにしていたが、今回(2学期)は置いていなかった。

対策として、今までのように札を置いて、配膳する時に他の児童にも食べないものが分かるようにする。また、配膳時、担任がもりつけ表を忘れずに確認を行う。

<ヒヤリハット事例5>

えびといかの除去食対応をしている4年生児童。

「かみかみサラダ」のいかの除去食が給食センターから届き、配膳員が確認し、教室へ届けると、担任の先生が、該当児童は「いかの除去食対象者ではない。」と、給食センター(栄養教諭)へ連絡がある。

学校から保護者へ、アレルギーチェック用資料を配布する際に使用している封筒に、児童の該当するアレルギー名が記載するようにはしていたが、該当児童の封筒には、いかの記載はなく、えびのみであったため、担任の先生はいかのアレルギーがあることを知らなかった。

この児童は、9月から対応が開始になった児童で、9月以降、えび用のアレルギー資料しか提供されていなかった。いかの提供は、9月に入って、今回初めてだったとのこと。

原因としては、封筒を作成する際の記載漏れ(ヒューマンエラー)。

封筒の記載内容についても、決定通知等で再度確認するようお願い。今回、他の児童についてもアレルギー内容を確認する対応をした。